

兵庫県公報

令和7年3月25日 火曜日 第602号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 国土調査の成果の認証（農地整備課）	2
○ 保安林の指定（治山課）	3
○ 漁船保険の義務付保の同意を求めるための事前届出に係る指定漁船調書の縦覧（水産漁港課）	4
○ 漁船保険の付保義務の消滅（同）	5
○ 漁船保険の付保義務の発生（同）	6
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	6
○ 土砂災害警戒区域の指定（砂防課）	6
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	8
○ 平成23年兵庫県告示第346号（土砂災害警戒区域の指定）の一部改正（同）	8
○ 平成19年兵庫県告示第689号（土砂災害警戒区域の指定）の一部改正（同）	8
○ 平成23年兵庫県告示第212号（土砂災害警戒区域の指定）の一部、平成30年兵庫県告示第332号（土砂災害警戒区域の指定）及び令和2年兵庫県告示第1235号（土砂災害警戒区域の指定）の一部改正（同）	8
○ 平成20年兵庫県告示第917号（土砂災害警戒区域の指定）の一部改正（同）	8
○ 令和2年兵庫県告示第401号（土砂災害警戒区域の指定）の一部改正（同）	9
○ 平成21年兵庫県告示第679号（土砂災害警戒区域の指定）の一部改正（同）	9
○ 土砂災害警戒区域の指定の解除（同）	9
○ 同 上（同）	9
○ 同 上（同）	10
○ 土砂災害特別警戒区域の指定（同）	10
○ 同 上（同）	10
○ 同 上（同）	11
○ 同 上（同）	11
○ 平成30年兵庫県告示第353号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部、平成31年兵庫県告示第174号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部及び令和2年兵庫県告示第1249号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部改正（同）	12
○ 平成29年兵庫県告示第84号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部改正（同）	12
○ 平成31年兵庫県告示第175号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部改正（同）	13
○ 土砂災害特別警戒区域の指定の解除（同）	13
○ 同 上（同）	13
○ 同 上（同）	13
○ 同 上（同）	14
○ 同 上（同）	14
○ 同 上（同）	14
○ 同 上（同）	15
○ 同 上（同）	15
○ 同 上（同）	15
○ 同 上（同）	16
○ 同 上（同）	16
○ 同 上（同）	17
○ 同 上（同）	17
○ 同 上（同）	17
○ 同 上（同）	18
○ 同 上（同）	18
○ 同 上（同）	18

○ 宅地建物取引業法に基づく行政処分（建築指導課）	19
○ 平成21年兵庫県告示第427号の3（収入証紙条例施行規則に規定するその他の証明手数料）の一部改正（会計課）	19
○ 総合治水条例に基づく指定貯水施設の指定（東播磨県民局）	19
○ 同 上（同）	20
○ 同 上（同）	20
○ 同 上（同）	20
○ 同 上（同）	21
○ 同 上（同）	22
○ 同 上（同）	23
○ 同 上（同）	23
○ 同 上（同）	23
○ 同 上（同）	24
○ 同 上（同）	25
○ 道路の位置指定（中播磨県民センター）	25
公 告	
○ 落札者等の公示（川西こども家庭センター）	25
○ 同 上（農林水産部総務課）	26
○ 建築士法による処分（建築指導課）	26
○ 落札者等の公示（物品管理課）	27
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（中播磨県民センター）	27
但馬海区漁業調整委員会公告	
○ 漁業法に基づく指示	28
教育委員会告示	
○ 兵庫県指定重要有形文化財の指定	28
○ 兵庫県指定重要無形民俗文化財の指定	29
○ 登録有形文化財の登録	29
○ 登録無形民俗文化財の登録	30
正 誤	
○ 平成28年3月29日付け兵庫県告示第351号中	30
○ 令和6年1月23日付け兵庫県選挙管理委員会告示第4号中	30

告 示

兵庫県告示第203号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。
令和7年3月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 (1) 調査を行った者の名称
南あわじ市
- (2) 調査を行った期間
令和4年8月から令和6年3月まで
- (3) 成果の名称
南あわじ市阿那賀11地区（阿那賀の一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
南あわじ市阿那賀の一部
- (5) 認証年月日

- 令和7年3月12日
- 2 (1) 調査を行った者の名称
加東市
 - (2) 調査を行った期間
令和2年8月から令和6年3月まで
 - (3) 成果の名称
加東市社Ⅱ（社Ⅱ－1・Ⅱ－2）地区の地籍図及び地籍簿
 - (4) 調査を行った地域
加東市社
 - (5) 認証年月日
令和7年3月12日
 - 3 (1) 調査を行った者の名称
川辺郡猪名川町
 - (2) 調査を行った期間
令和2年7月から令和5年3月まで
 - (3) 成果の名称
猪名川町（広根の一部、広根ニューハイツ）の地籍図及び地籍簿
 - (4) 調査を行った地域
川辺郡猪名川町広根の一部
 - (5) 認証年月日
令和7年3月12日
 - 4 (1) 調査を行った者の名称
神崎郡神河町
 - (2) 調査を行った期間
令和2年11月から令和6年2月まで
 - (3) 成果の名称
神河町山田の一部（山田1地区）の地籍図及び地籍簿
 - (4) 調査を行った地域
神崎郡神河町山田の一部
 - (5) 認証年月日
令和7年3月12日



兵庫県告示第204号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和7年3月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林の所在場所
洲本市五色町都志大宮字飛谷509の1、512の1
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字飛谷509の1・512の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農林水産部治山課、淡路県民局洲本農林水産振興事務所及び洲本市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第205号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第3項の規定により、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

令和7年3月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 届出事項

発起人の住所及び氏名	加入区	漁船損害等補償法第113条第1項に規定する申出をする漁業協同組合の名称
明石市二見町東二見2023—3 中村真規 同市二見町西二見駅前2丁目148 角野幸次	東二見	東二見漁業協同組合
明石市二見町西二見1018 大西計寿 同市二見町西二見906 西岡慎介	西二見	西二見漁業協同組合
加古郡播磨町東本荘3—2—6 原慎吾 同郡播磨町播磨町本荘2—12—14 平郡和茂	播磨町	播磨町漁業協同組合
姫路市大塩町462 八木元啓 同市大塩町567—7 苔縄達也	大塩町	姫路市漁業協同組合
姫路市の形町福泊374番地 尾上浩三 同市の形町の形1510番地3 嶋田太郎	的形	同上
姫路市白浜町丙612番地106 星尾隆文 同市白浜町甲347番地10 和田高重	白浜	同上
姫路市網干区浜田1223—22 梶原成郎 同市網干区新在家290—143 上村治広	網干	同上

たつの市御津町室津155 吉村克之 同 市御津町室津432—1 本多伸弘	室津	室津漁業協同組合
相生市相生5133—18 竹内卓也 同 市相生5036 舛本成治	相生	相生漁業協同組合
淡路市斗ノ内266—3 高木秀文 同 市浅野南2—9 濱田昌勝	浅野浦	浅野浦漁業協同組合
淡路市尾崎1831—1 武田康裕 同 市江井3047 魚住修	一宮町	一宮町漁業協同組合
洲本市五色町鳥飼浦2328 福島富秋 同 市五色町鳥飼浦2436—2 福島寛之	五色町	五色町漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

令和7年3月25日から4月8日まで

(2) 縦覧場所

東二見加入区	明石市二見町東二見2017—7	東二見漁業協同組合
西二見加入区	同 市二見町西二見1003—2	西二見漁業協同組合
播磨町加入区	加古郡播磨町古宮768	播磨町漁業協同組合
大塩町加入区	姫路市大塩町2142—4	姫路市漁業協同組合大塩支所
的形加入区	同 市の形町福泊492—2	姫路市漁業協同組合的形支所
白浜加入区	同 市白浜町丙612	姫路市漁業協同組合白浜支所
網干加入区	同 市網干区興浜2093—133	姫路市漁業協同組合網干支所
室津加入区	たつの市御津町室津493—2	室津漁業協同組合
相生加入区	相生市相生3—4—22	相生漁業協同組合
浅野浦加入区	淡路市斗ノ内1694	浅野浦漁業協同組合
一宮町加入区	同 市郡家1355	一宮町漁業協同組合
五色町加入区	洲本市五色町鳥飼浦1—2	五色町漁業協同組合



兵庫県告示第206号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区については、令和3年兵庫県告示第294号（漁船保険の付保義務の発生）で告示した加入区の指定による保険に付すべき義務は、令和7年4月4日限りで消滅する。

令和7年3月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

仮屋加入区
森加入区

兵庫県告示第207号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定により提出された義務付保同意成立届を審査した結果、次の加入区については、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

なお、保険に付すべき義務は、令和7年4月5日から発生する。

令和7年3月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

仮屋加入区

森加入区

兵庫県告示第208号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和7年3月25日から供用を開始する。

その関係図面は、令和7年3月25日から2週間、北播磨県民局加東土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年3月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 野上河高線	加西市小印南町字西50番1・51番から 同市小印南町字西前76番まで	旧	4.0から 12.0まで	355.0	
		新	6.0から 12.0まで	355.0	

兵庫県告示第209号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和7年3月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
岩宮(1) (116010087)	三木市岩宮（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊

（別図1は省略し、兵庫県土木部砂防課、北播磨県民局加東土木事務所及び三木市役所に備え置いて縦覧に供する。）

兵庫県告示第210号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和7年3月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
菅生澗(1) (102030243)	姫路市夢前町菅生澗 (別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊
宮置(2) (102030244)	姫路市夢前町宮置 (別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊
宮置(3) (102030245)	姫路市夢前町宮置 (別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊
又坂(3) (102030246)	姫路市夢前町又坂 (別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊
峠谷(1)Ⅱ (202030147)	姫路市夢前町神種 (別図5のとおり)	土石流

(別図1から別図5までは省略し、兵庫県土木部砂防課、中播磨県民センター姫路土木事務所及び姫路市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第211号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和7年3月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
小島(5) (110010385)	豊岡市小島 (別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊
気比(3) (110010386)	豊岡市気比 (別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊
野上(2) (110010387)	豊岡市野上 (別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊
野上(3) (110010388)	豊岡市野上 (別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊
野上(4) (110010389)	豊岡市野上 (別図5のとおり)	急傾斜地の崩壊
野上(5) (110010390)	豊岡市野上 (別図6のとおり)	急傾斜地の崩壊
法花寺(2) (110010391)	豊岡市法花寺 (別図7のとおり)	急傾斜地の崩壊
山本(2) (110010392)	豊岡市山本 (別図8のとおり)	急傾斜地の崩壊

(別図1から別図8までは省略し、兵庫県土木部砂防課、但馬県民局豊岡土木事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第212号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和7年3月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
大内中(2) (126030065)	朝来市山東町大内（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊

（別図1は省略し、兵庫県土木部砂防課、但馬県民局養父土木事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第213号

平成23年兵庫県告示第346号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和7年3月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

蒲江Ⅱ（114010026）の項中別図26を次の図面のとおり改める。

（「次の図面」は省略し、兵庫県土木部砂防課、北播磨県民局加東土木事務所及び西脇市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第214号

平成19年兵庫県告示第689号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和7年3月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

的場(1)Ⅰ（131020035）の項中別図35を次の図面のとおり改める。

（「次の図面」は省略し、兵庫県土木部砂防課、北播磨県民局加東土木事務所及び多可町役場に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第215号

平成23年兵庫県告示第212号（土砂災害警戒区域の指定）の一部、平成30年兵庫県告示第332号（土砂災害警戒区域の指定）及び令和2年兵庫県告示第1235号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和7年3月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

護持(2)Ⅱ（102030055）の項中別図55を次の図面のとおり改める。

又坂(1)Ⅲ（102030057）の項中別図57を次の図面のとおり改める。

野尻Ⅱ（102030233）の項中別図1を次の図面のとおり改める。

多田Ⅱ（102010454）の項中別図1を次の図面のとおり改める。

（「次の図面」は省略し、兵庫県土木部砂防課、中播磨県民センター姫路土木事務所及び姫路市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第216号

平成20年兵庫県告示第917号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和7年3月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

若杉(10)Ⅱ(123030024)の項中別図24を次の図面のとおり改める。

(「次の図面」は省略し、兵庫県土木部砂防課、但馬県民局養父土木事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第217号

令和2年兵庫県告示第401号(土砂災害警戒区域の指定)の一部を次のように改正する。

令和7年3月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

夏梅(2)(急)Ⅰ-2(123030154)の項中別図8を次の図面のとおり改める。

(「次の図面」は省略し、兵庫県土木部砂防課、但馬県民局養父土木事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第218号

平成21年兵庫県告示第679号(土砂災害警戒区域の指定)の一部を次のように改正する。

令和7年3月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

市島Ⅰ(124060052)の項中別図52を次の図面のとおり改める。

(「次の図面」は省略し、兵庫県土木部砂防課、丹波県民局丹波土木事務所及び丹波市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第219号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第6項の規定により、平成25年兵庫県告示第541号(土砂災害警戒区域の指定)について、次のとおり指定を解除する。

令和7年3月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

名 称	指定を解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
名谷町(1)Ⅰ (101060002)	神戸市垂水区名谷町(別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊



兵庫県告示第220号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第6項の規定により、平成23年兵庫県告示第212号(土砂災害警戒区域の指定)の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和7年3月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

名 称	指定を解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
古瀬畑Ⅱ (102030076)	姫路市夢前町古瀬畑(別図76のとおり)	急傾斜地の崩壊



兵庫県告示第221号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第6項の規定により、平成23年兵庫県告示第372号（土砂災害警戒区域の指定）の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和7年3月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

名 称	指定を解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
荒神山(1) I (102030229)	姫路市夢前町前之庄（別図153のとおり）	急傾斜地の崩壊
峠谷Ⅱ (202030127)	姫路市夢前町野畑（別図230のとおり）	土石流



兵庫県告示第222号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和7年3月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
菅生澗(1) (102030243)	姫路市夢前町菅生澗（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
宮置(2) (102030244)	姫路市夢前町宮置（別図2のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
宮置(3) (102030245)	姫路市夢前町宮置（別図3のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
又坂(3) (102030246)	姫路市夢前町又坂（別図4のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり

（別図1から別図4までは省略し、兵庫県土木部砂防課、中播磨県民センター姫路土木事務所及び姫路市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第223号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和7年3月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
小島(5) (110010385)	豊岡市小島(別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
気比(3) (110010386)	豊岡市気比(別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
野上(2) (110010387)	豊岡市野上(別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
野上(3) (110010388)	豊岡市野上(別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
野上(4) (110010389)	豊岡市野上(別図5のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
野上(5) (110010390)	豊岡市野上(別図6のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
法花寺(2) (110010391)	豊岡市法花寺(別図7のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
山本(2) (110010392)	豊岡市山本(別図8のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり

(別図1から別図8までは省略し、兵庫県土木部砂防課、丹波県民局丹波土木事務所及び丹波市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第224号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和7年3月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
大内中(2) (126030065)	朝来市山東町大内(別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり

(別図1は省略し、兵庫県土木部砂防課、但馬県民局養父土木事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第225号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和7年3月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
徳尾(3) I (124060014)	丹波市市島町徳尾(別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
大杉(2) I (124060017)	丹波市市島町徳尾(別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
大杉(3) I (124060018)	丹波市市島町徳尾(別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
徳尾谷上(2) I (124060020)	丹波市市島町徳尾(別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
徳尾(1) II (124060021)	丹波市市島町徳尾(別図5のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
徳尾谷上 II (124060023)	丹波市市島町徳尾(別図6のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
鴨阪(1) II (124060034)	丹波市市島町上鴨阪(別図7のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
乙河内 I (124060067)	丹波市市島町乙河内(別図8のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり

(別図1から別図8までは省略し、兵庫県土木部砂防課、丹波県民局丹波土木事務所及び丹波市役所に備えて縦覧に供する。)



兵庫県告示第226号

平成30年兵庫県告示第353号(土砂災害特別警戒区域の指定)の一部、平成31年兵庫県告示第174号(土砂災害特別警戒区域の指定)の一部及び令和2年兵庫県告示第1249号(土砂災害特別警戒区域の指定)の一部を次のように改正する。

令和7年3月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

野尻 II (102030233) の項中別図148を次の図面のとおり改める。

護持(2) II (102030055) の項中別図36を次の図面のとおり改める。

又坂(1) III (102030057) の項中別図37を次の図面のとおり改める。

多田 II (102010454) の項中別図46を次の図面のとおり改める。

(「次の図面」は省略し、兵庫県土木部砂防課、中播磨県民センター姫路土木事務所及び姫路市役所に備えて縦覧に供する。)



兵庫県告示第227号

平成29年兵庫県告示第84号(土砂災害特別警戒区域の指定)の一部を次のように改正する。

令和7年3月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

破風(2) I (102020040) の項中別図3を次の図面のとおり改める。

(「次の図面」は省略し、兵庫県土木部砂防課、中播磨県民センター姫路港管理事務所及び姫路市役所に備えて縦覧に供する。)

兵庫県告示第228号

平成31年兵庫県告示第175号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和7年3月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

中陰(1) I (110010053) の項中別図44を次の図面のとおり改める。

（「次の図面」は省略し、兵庫県土木部砂防課、但馬県民局豊岡土木事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

兵庫県告示第229号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、平成30年兵庫県告示第541号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和7年3月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

名称	指定を解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
鈴蘭台東(8) I (101070515)	神戸市北区鈴蘭台東町3丁目（別図18のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
ひよどり台II (101070567)	神戸市北区ひよどり台3丁目（別図34のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図34のとおり

兵庫県告示第230号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、令和元年兵庫県告示第432号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和7年3月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

名称	指定を解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
六甲山(12) I (101020013)	神戸市灘区六甲山町（別図2のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり

兵庫県告示第231号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、令和2年兵庫県告示第227号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和7年3月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

名称	指定を解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
鶴越筋 I (101030025)	神戸市兵庫区鶴越筋 (別図22のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
清水(1) I (101030026)	神戸市兵庫区清水町 (別図23のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
清水(2) I (101030027)	神戸市兵庫区清水町 (別図24のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり



兵庫県告示第232号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、令和2年兵庫県告示第1126号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和7年3月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

名称	指定を解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
萩乃(2) I (101040034)	神戸市長田区萩乃町3丁目 (別図13のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
高東町(8) I (101040068)	神戸市長田区高東町3丁目 (別図26のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり



兵庫県告示第233号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、令和3年兵庫県告示第380号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和7年3月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

名称	指定を解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
舞子台(3) I (101060188)	神戸市垂水区舞子台4丁目 (別図83のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図83のとおり



兵庫県告示第234号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、平成30年兵庫県告示第703号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部について、次のとおり指定を

解除する。

令和7年3月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

名称	指定を解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
長尾台(4) I (115000095)	宝塚市長尾台一丁目(別図24のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり



兵庫県告示第235号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第8項の規定により、令和元年兵庫県告示第92号(土砂災害特別警戒区域の指定)の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和7年3月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

名称	指定を解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
月見山(5) I (115000150)	宝塚市月見山二丁目(別図6のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
紅葉ヶ丘 I (115000156)	宝塚市紅葉ガ丘(別図11のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり



兵庫県告示第236号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第8項の規定により、平成30年兵庫県告示第543号(土砂災害特別警戒区域の指定)の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和7年3月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

名称	指定を解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
藍本東谷 I (220000004)	三田市藍本(別図43のとおり)	土石流	別図43のとおり
丸岡谷 II (220000008)	三田市藍本(別図45のとおり)	土石流	別図45のとおり



兵庫県告示第237号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第8項の規定により、平成30年兵庫県告示第163号(土砂災害特別警戒区域の指定)の一部について、次のとおり指定を

解除する。

令和7年3月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

名称	指定を解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
木津(2) I (130000095)	川辺郡猪名川町木津 (別図6のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり



兵庫県告示第238号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、平成30年兵庫県告示第88号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和7年3月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

名称	指定を解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
落古谷 I (214010021)	西脇市落方町 (別図22のとおり)	土石流	別図22のとおり



兵庫県告示第239号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、平成30年兵庫県告示第353号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和7年3月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

名称	指定を解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
荒神山(1) I (102030229)	姫路市夢前町前之庄 (別図146のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図146のとおり



兵庫県告示第240号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、平成31年兵庫県告示第174号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和7年3月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

名称	指定を解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
古瀬畑川 I (202030001)	姫路市夢前町古瀬畑 (別図53のとおり)	土石流	別図53のとおり



兵庫県告示第241号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、平成31年兵庫県告示第367号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和7年3月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

名称	指定を解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
白山 I (235000010)	神崎郡市川町上牛尾 (別図39のとおり)	土石流	別図39のとおり



兵庫県告示第242号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、平成30年兵庫県告示第359号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和7年3月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

名称	指定を解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
入佐川左支溪第二 I (210050020)	豊岡市出石町宮内 (別図51のとおり)	土石流	別図51のとおり



兵庫県告示第243号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、平成31年兵庫県告示第177号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和7年3月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

名称	指定を解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
太田川左支溪第3Ⅰ (210060146)	豊岡市但東町中山（別図77のとおり）	土石流	別図77のとおり



兵庫県告示第244号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、令和2年兵庫県告示第234号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和7年3月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

名称	指定を解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
桃島(Ⅰ)Ⅱ (110020036)	豊岡市城崎町桃島（別図45のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図45のとおり



兵庫県告示第245号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、令和2年兵庫県告示第236号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和7年3月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

名称	指定を解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
三原南谷Ⅱ (210060106)	豊岡市但東町三原（別図90のとおり）	土石流	別図90のとおり



兵庫県告示第246号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、平成30年兵庫県告示第1023号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和7年3月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

名称	指定を解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
ササンベ川I (241020073)	美方郡新温泉町熊谷(別図203のとおり)	土石流	別図203のとおり



兵庫県告示第247号

宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第65条第2項の規定により、次のとおり処分した旨神戸県民センター長から報告があった。

令和7年3月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 被処分者

商号又は名称 有限会社Another Gate Opener
 代表者氏名 今村 洋
 事務所所在地 神戸市中央区北長狭通三丁目1番4号ツタニビル4階402号室
 免許証番号 兵庫県知事(5)第401122号
 免許年月日 令和2年11月9日

2 処分の内容

令和7年3月27日から4月10日までの15日間の業務停止

3 業務停止の範囲

宅地建物取引業に関する一切の業務



兵庫県告示第248号

平成21年兵庫県告示第427号の3(収入証紙条例施行規則に規定するその他の証明手数料)の一部を次のように改正し、令和7年4月1日から施行する。

令和7年3月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

本文中17を次のように改める。

17 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る通知に関すること及び建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けていること。



兵庫県告示第249号

総合治水条例(平成24年兵庫県条例第20号)第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和7年3月25日

兵庫県東播磨県民局長 野北浩三

1 指定する貯水施設の所在地

明石市大久保町松陰字川池385-1

2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
松陰水利組合	明石市大久保町松陰149	木下和憲

3 指定する理由

地域の治水対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第250号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和7年3月25日

兵庫県東播磨県民局長 野北浩三

- 1 指定する貯水施設の所在地
明石市大久保町松陰字口無池336
- 2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
松陰水利組合	明石市大久保町松陰149	木下和憲

- 3 指定する理由
地域の治水対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第251号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和7年3月25日

兵庫県東播磨県民局長 野北浩三

- 1 指定する貯水施設の所在地
明石市大久保町西脇字新池谷719—1
- 2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
西脇水利組合	明石市大久保町西脇438番地	梅田俊文

- 3 指定する理由
地域の治水対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第252号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和7年3月25日

兵庫県東播磨県民局長 野北浩三

- 1 指定する貯水施設の所在地
明石市大久保町西脇字八十島池の内679
- 2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
西脇水利組合	明石市大久保町西脇438番地	梅田俊文

- 3 指定する理由
地域の治水対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第253号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和7年3月25日

兵庫県東播磨県民局長 野 北 浩 三

- 1 指定する貯水施設の所在地
明石市大久保町谷八木字奥北野1190—1
- 2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
谷八木水利組合	明石市大久保町谷八木820	吉 里 雅 史

- 3 指定する理由
地域の治水対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第254号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和7年3月25日

兵庫県東播磨県民局長 野 北 浩 三

- 1 指定する貯水施設の所在地
明石市大久保町八木字長池742—1
- 2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
八木水利組合	明石市大久保町八木307	櫻 井 宏 明

- 3 指定する理由
地域の治水対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第255号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和7年3月25日

兵庫県東播磨県民局長 野 北 浩 三

- 1 指定する貯水施設の所在地
明石市大久保町江井島字皿池1219—1、1219—2、1219—5
- 2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
江井ヶ島土地改良区	明石市大久保町江井島794番3	崎 野 和 幸

- 3 指定する理由
地域の治水対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第256号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和7年3月25日

兵庫県東播磨県民局長 野 北 浩 三

- 1 指定する貯水施設の所在地
明石市大久保町江井島字谷池1691―1、1691―3、1691―6
- 2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
江井ヶ島土地改良区	明石市大久保町江井島794番3	崎 野 和 幸

- 3 指定する理由
地域の治水対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第257号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和7年3月25日

兵庫県東播磨県民局長 野 北 浩 三

- 1 指定する貯水施設の所在地
明石市大久保町西島字東原46
- 2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
西島水利組合	明石市大久保町西島584	西 海 喜 明

- 3 指定する理由
地域の治水対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第258号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和7年3月25日

兵庫県東播磨県民局長 野 北 浩 三

- 1 指定する貯水施設の所在地
神戸市西区岩岡町古郷字寛政池1623
- 2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
西島水利組合	明石市大久保町西島584	西 海 喜 明

- 3 指定する理由
地域の治水対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第259号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和7年3月25日

兵庫県東播磨県民局長 野 北 浩 三

- 1 指定する貯水施設の所在地

名称	住所	代表者の氏名
中尾水利組合	明石市魚住町中尾102	堀井満弘

3 指定する理由

地域の治水対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第263号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和7年3月25日

兵庫県東播磨県民局長 野北浩三

1 指定する貯水施設の所在地

明石市魚住町中尾字長谷392、392-1、392-5

2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
中尾水利組合	明石市魚住町中尾102	堀井満弘

3 指定する理由

地域の治水対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第264号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和7年3月25日

兵庫県東播磨県民局長 野北浩三

1 指定する貯水施設の所在地

明石市魚住町西岡字三昧山北453

2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
鴨谷池水利組合	明石市魚住町西岡1355	田口純一

3 指定する理由

地域の治水対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第265号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和7年3月25日

兵庫県東播磨県民局長 野北浩三

1 指定する貯水施設の所在地

明石市魚住町西岡字成ノ方谷2188-1

2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
山川水利組合	明石市魚住町西岡2544	木下敏夫

3 指定する理由

地域の治水対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第266号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和7年3月25日

兵庫県東播磨県民局長 野北浩三

1 指定する貯水施設の所在地

明石市二見町東二見字池ノ上631-1、631-6

2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
東二見水利組合	明石市二見町東二見646-1	澤北 壮

3 指定する理由

地域の治水対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第267号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第2課において縦覧に供する。

令和7年3月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定番号	指定年月日 (令和年月日)	位置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
第R06中播位置 0006号	7.3.6	たつの市龍野町宮脇字五反田263番・265番合併1の一部、266番の一部、270番の一部	6.12	56.93

公 告

落札者等の公示

一般競争入札の落札者等について、次のとおり公示する。

令和7年3月25日

契約担当者

兵庫県川西子ども家庭センター所長 山元浩司

1 落札に係る物品等の名称及び数量

兵庫県川西子ども家庭センター一時保護所寝具の賃貸借

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

兵庫県川西子ども家庭センター 川西市火打1丁目12番16号キセラ川西プラザ3階

3 落札者を決定した日

令和7年3月10日

4 落札者の名称及び住所

新関西衣料サービス株式会社 加古郡稲美町六分一1352番地の1

- 5 落札金額（税込月額）
170,720円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
令和7年2月25日



落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。
令和7年3月25日

契約担当者
兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
兵庫県農林水産技術総合センターほか11施設で使用する電気 予定数量3,709,123キロワット時/年
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
兵庫県農林水産部総務課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日
令和7年2月25日
- 4 落札者の名称及び住所
中部電力ミライズ株式会社 愛知県名古屋市中区東新町1番地
- 5 落札金額（税抜）
69,404,921円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
令和7年1月14日



建築士法による処分

建築士法（昭和25年法律第202号。以下「法」という。）第10条第1項の規定による処分をしたので、同条第5項及び建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号。以下「省令」という。）第6条の3の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年3月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 処分をした年月日
令和7年3月11日
- 2 処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号別表のとおり
- 3 処分の内容
戒告
- 4 処分の原因となった事実
法第22条の2第2号に規定する二級建築士定期講習を省令第17条の36又は第17条の37第2項において準用する同条第1項第1号に規定する受講期間内に受講しなかった。

別表

氏名	一級建築士、二級建築士 又は木造建築士の別	登録番号
土野 定己	二級建築士	兵庫県知事登録 第豊岡9号
中畑 勝	二級建築士	兵庫県知事登録 第阪神69号
小野 郁	二級建築士	兵庫県知事登録 第阪神2233号



落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。
令和7年3月25日

契約担当者

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 落札に係る物品の名称及び数量
令和7年度（上半期）用品単価契約【PPC用紙（B4、A3、A4）】
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
兵庫県出納局物品管理課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日
令和7年2月27日
- 4 落札者の名称及び住所
永井産業株式会社神戸支店 神戸市東灘区魚崎浜町27-21
- 5 契約単価（税抜）
B4 2,442円
A3 1,992円
A4 1,697円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
令和7年1月17日



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和7年3月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
揖保郡太子町上太田字佃666番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
揖保郡太子町上太田236番地
上太田自治会長 森川敏郎
- 3 許可年月日及び許可番号
令和6年10月4日
兵庫県指令中播（姫土）（建）第1-14号（6太子）

但馬海区漁業調整委員会公告

漁業法に基づく指示

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、但馬海区において船舶を使用して釣りによりいか類を採捕すること（兵庫県漁業調整規則第4条第1項第20号の小型いか釣り漁業によるものは除く。）について、次のとおり指示する。

令和7年3月25日

但馬海区漁業調整委員会
会長 上田良介

- 1 指示番号
但馬海区漁業調整委員会指示第84号
- 2 指示事項
集魚に使用する光力及び集魚灯設備を次表のとおり制限する。

指示する海域	適用する水深帯	1隻が点灯できる集魚灯数の最高限度	集魚灯設備の制限
鋸崎（美方郡香美町と新温泉町の境界）から真方位0度の線（東経134度31.04分の線）以西の兵庫県日本海海面	東経134度31.04分、水深100メートルの点と、鳥取県と兵庫県との境界正北、距岸3,500メートルの点とを結んだ線以浅	3キロワット以内の電球9個 但し7月1日から9月30日までの間は6個	漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第23条の規定によりいか釣り漁業の操業が禁止されている海域内において採捕する場合、集魚灯に使用する電球の数は、ソケット数にかかわらず18灯を超えて取り付けてはならない
	東経134度31.04分、水深100メートルの点と、鳥取県と兵庫県との境界正北、距岸3,500メートルの点とを結んだ線から、漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第23条の規定によりいか釣り漁業の操業が禁止されている海域まで	3キロワット以内の電球18個	
鋸崎（美方郡香美町と新温泉町の境界）から真方位0度の線（東経134度31.04分の線）以东の兵庫県日本海海面	水深100メートルまで	3キロワット以内の電球6個	
	水深100メートルから水深200メートルまで	3キロワット以内の電球15個	
	水深200メートルから、漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第23条の規定によりいか釣り漁業の操業が禁止されている海域まで	3キロワット以内の電球18個	

- 3 指示の有効期間
令和7年5月1日から令和8年4月30日まで

教育委員会告示

兵庫県教育委員会告示第4号

兵庫県文化財保護条例（昭和39年兵庫県条例第58号）第4条第1項の規定により、兵庫県指定重要有形文化財として次のものを指定する。

令和7年3月25日

兵庫県教育委員会
教育長 藤原俊平

種別		文化財の名称	数量	所在地	所有者 (管理者)
重要有形文化財	建造物	中崎公会堂（旧明石郡公会堂）	1棟	明石市相生町1丁目119番19	重要有形文化財
	絵画	紙本著色平敦盛像	1幅	神戸市須磨区須磨寺4丁目6番8号	宗教法人福祥寺 (神戸市)
	考古資料	与呂木古墳出土石枕 附 管玉3点	1点	三木市上の丸町4番5号	三木市教育委員会



兵庫県教育委員会告示第5号

兵庫県文化財保護条例（昭和39年兵庫県条例第58号）第27条第1項の規定により、兵庫県指定重要無形民俗文化財として次のものを指定する。

令和7年3月25日

兵庫県教育委員会
教育長 藤原俊平

種別		文化財の名称	所在地	保存関係者
重要無形民俗文化財	無形民俗文化財	波賀八幡神社御幸祭	宍粟市波賀町安賀435番1	波賀八幡神社御幸保存会



兵庫県教育委員会告示第6号

兵庫県文化財保護条例（昭和39年兵庫県条例第58号）第19条の2第1項の規定により、令和7年3月6日付けで次のものを文化財登録原簿に登録した。

令和7年3月25日

兵庫県教育委員会
教育長 藤原俊平

種別	文化財の名称	数量	所在地	所有者 (管理団体)
登録有形文化財	建造物 大年神社本殿、幣殿、 拝殿	1棟	加西市北条町北条970番地	宗教法人大年 神社 (南町区)



兵庫県教育委員会告示第7号

兵庫県文化財保護条例（昭和39年兵庫県条例第58号）第30条の2第1項の規定により、令和7年3月6日付けで次のものを文化財登録原簿に登録した。

令和7年3月25日

兵庫県教育委員会
教育長 藤原俊平

種別	文化財の名称	所在地	保存関係者
登録無形民俗文化財	国安天満神社の秋祭り	加古郡 稲美町	国安天満神社、氏子12地区

正 誤

○平成28年3月29日付け（兵庫県公報第2785号）

兵庫県告示第351号（土砂災害特別警戒区域の指定）で縦覧に供している別図19中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
別図19(1/3)	箇所名	滝谷川南川 I	滝谷川南谷 I
別図19(2/3)	箇所名	滝谷川南川 I	滝谷川南谷 I
別図19(3/3)	溪流名	滝谷川南川 I	滝谷川南谷 I



○令和6年1月23日付け（兵庫県公報第483号）

兵庫県選挙管理委員会告示第4号（1政治団体の設立の届出(2)その他の政治団体）中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
18	下から27	堀井健智	堀井健智
18	下から27	堀井純子	堀井純子